

# 青森県報

号外第二十三号

平成二十九年  
三月二十七日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

平成二十九年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額……(財政課)…

## 告示

青森県告示第百二十九号

平成二十九年二月青森県議会第百八十九回定例会の議決を経た平成二十九年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額は、次のとおりである。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 枝 甲 郎

### 平成29年度青森県一般会計予算

平成29年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ684,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

#### (債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

#### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

#### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

### 第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
			千円
1	県	税	139,930,825
1	県	民 税	37,476,924
2	事	業 税	24,194,267
3	地	方 消 費 税	23,937,406
4	不	動 産 取 得 税	1,942,776
5	た	ば こ 税	1,703,059
6	ゴ	ル ン 場 利 用 税	156,841
7	自	動 車 取 得 税	1,425,943
8	軽	油 引 取 税	12,578,024
9	自	動 車 税	16,349,846
10	鉦	区 税	3,042

11	固定資産税	106,961	1	寄附金	3,675
12	核燃料物質等取扱税	19,980,583	12	繰入金	22,956,334
13	狩猟税	4,615	1	特別会計繰入金	514,720
14	産業廃棄物税	70,538	2	基金繰入金	22,441,614
2	地方消費税清算金	45,306,147	13	繰越金	1
1	地方消費税清算金	45,306,147	1	繰越金	1
3	地方譲与税	21,286,493	14	諸収入	49,562,139
1	地方法人特別譲与税	18,370,331	1	延滞金、加算金及び過料等	150,931
2	地方揮発油譲与税	2,702,394	2	県預金利子	1,538
3	石油才又譲与税	156,760	3	貸付金元利収入	41,198,935
4	地方道路譲与税	1	4	受託事業収入	242,264
5	航空機燃料譲与税	57,007	5	収益事業収入	4,129,306
4	地方特例交付金	355,083	6	利子割精算金収入	1,537
1	地方特例交付金	355,083	7	雑収入	3,837,628
5	地方交付税	214,286,000	15	県債	72,962,040
1	地方交付税	214,286,000	1	県債	72,962,040
6	交通安全対策特別交付金	397,584	歳入合計	684,600,000	
1	交通安全対策特別交付金	397,584			
7	分担金及び負担金	3,633,734	歳出		
1	分担金	245,595	款項		
2	負担金	3,388,139	1	議会費	1,319,972
8	使用料及び手数料	8,324,220	1	議会費	1,319,972
1	使用料	5,969,399	2	総務費	33,568,292
2	手数料	2,354,821	1	総務費	13,248,635
9	国庫支出金	104,437,503	2	企画管理費	9,899,756
1	国庫補助金	40,087,992	3	県民生活費	927,213
2	国庫補助金	63,055,687	4	徴収費	4,862,712
3	委託金	1,293,824	5	市町村振興費	1,266,902
10	財産収入	1,158,222	6	選挙費	94,976
1	財産運用収入	573,095	7	防災費	2,545,779
2	財産売却収入	585,127	8	防統計調査費	357,545
11	寄附金	3,675	9	人事委員費	141,179

10	監査委員	223,595	1	土木管理	3,131,897
3	民生	101,446,722	2	道路橋梁	36,224,221
1	社児童	53,544,756	3	河川海岸	13,224,167
2	会董福	21,786,971	4	港湾画	4,384,616
3	生会保	8,078,665	5	都市計	11,555,387
4	社生保	17,993,571	6	空	2,081,183
5	災害救	42,759	7	住宅	1,797,296
4	環境保	21,471,701	9	警察	29,436,307
1	公衆衛	7,035,049	1	警察管理	26,030,079
2	環境衛	3,030,771	2	警察活動	3,406,228
3	保健所	1,442,642	10	教育	146,650,286
4	医薬	3,803,219	1	教育総務	12,150,048
5	公害対	1,298,593	2	小学校	45,735,183
6	自然保	219,230	3	中学校	29,218,650
7	大病	3,518,067	4	高等学校	33,109,448
8	大字	1,124,130	5	特別支援	11,963,120
5	労働	2,115,670	6	社会教育	4,832,829
1	労働政	508,232	7	保健体育	9,641,008
2	職業訓	1,465,276	11	災害復旧	4,355,857
3	労働委	142,162	1	農林水産	864,407
6	林水産	47,463,813	2	土木施設	3,491,450
1	農業	8,897,771	12	公債	110,816,574
2	労働振	1,262,454	1	公債	110,816,574
3	畜産業	1,897,032	13	支出金	48,541,048
4	農地	18,156,701	1	地方消費	24,055,578
5	林業	5,657,275	2	利子割	170,637
6	水産業	11,592,580	3	配当割	330,871
7	商工業	64,864,991	4	株式等譲	148,916
1	商工業	42,613,834	5	地方消費	22,771,730
2	観光	2,471,011	6	二儿ノ場	113,365
3	大規模	19,780,146	7	自動車取	947,169
8	土木	72,398,767	8	利子割	2,782

子 備 費	子 備 費	出 合 計	150,000	150,000	684,600,000
14 子 備 費	1 子 備 費	出 合 計	150,000	150,000	684,600,000
第2表 継続費	款 項	事 業 名	総 額 千円	年 度 年 割 額 千円	
8 土木費	5 都市計画費	新青森県総合運動公園陸上補助競技場(管理棟)建築事業費	400,000	平成29年度 平成30年度 350,000	平成29年度から 平成30年度まで 2,720,000
7 住宅費	9 警察費	1 警察管理費	1,227,370	平成29年度 平成30年度 968,296	平成29年度から 平成30年度まで 2,880
第3表 債務負担行為	事 項	期 間	限 度	額 千円	
平成29年度獣医師修学資金貸付	平成29年度不法投棄事業に係る風評被害対策給付金	平成29年度から平成31年度まで	3,000,000	27,000	平成29年度から平成30年度まで 322,500
平成29年度青森県環境保健センター改修事業工事代金	平成29年度青森県産立地促進費補助	平成29年度から平成30年度まで	3,000,000	30,000	平成29年度から平成30年度まで 500,000
平成29年度看護師等修学資金貸付(看護師等養成所分)	平成29年度青森県産立地促進費補助	平成29年度から平成31年度まで	13,488	73,978	平成29年度から平成30年度まで 100,000
平成29年度農業近代化資金の利子補給	平成29年度漁業経営再建資金利子補給	平成29年度から平成30年度まで	2,720,000	2,625,959	平成29年度から平成30年度まで 2,312,162に約定利子と遅延利息を加えた額
平成29年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給	平成29年度八戸環状線橋梁補修事業(新井田中央大橋)工事代金	平成29年度から平成45年度まで	100,000	140,000	平成29年度から平成30年度まで 140,000

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
平成29年度三沢十和田線橋梁架替事業(古間木橋)工事代金		平成30年度		180,000
平成29年度新城川河川維持工事代金		平成30年度から平成31年度まで		58,000
県営住宅等管理シブシブ再構築業務委託代金		平成30年度から平成32年度まで		21,080
平成29年度定時制通信制修学奨励金貸付				6,192
第4表 地方債				
港湾事業	1,660,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事がただ人先と協議の上定める。1年限し、更、償還又は借換することができる。
河川事業	2,310,000			
海岸事業	261,000			
農業農村整備事業	2,326,000			
災害関連事業	1,714,000			
治水事業	2,141,000			
都市計画事業	264,000			
治山事業	700,000			
林道事業	62,000			
漁港事業	2,943,000			
自然公園施設整備事業	36,000			
道路事業	10,541,000			
空港事業	203,000			
公園事業	2,926,000			
交通安全施設整備事業	500,000			
高等学校整備事業	1,407,000			
特別支援学校整備事業	728,000			
公営住宅建設事業	584,000			
過労発生補助災害復旧事業	76,000			

現在発生補助災害復旧事業	1,259,000		
現在発生国直轄災害復旧事業	133,000		
不法投棄産業廃棄物対策事業	89,000		
老人福祉施設整備事業	196,040		
学校教育施設等整備事業	36,000		
北海道新幹線鉄道整備事業	1,001,000		
砂防事業	312,000		
自然災害防止事業	2,036,000		
県道等整備事業	2,684,000		
県庁舎耐震・長寿命化改修事業	503,000		
私立学校耐震化促進事業	10,000		
地域総合整備資金貸付金	2,500,000		
臨時財政対策債	30,795,000		
公有林整備事業	26,000		
計	72,962,040	/	/

平成29年度青森県公債費特別会計予算

平成29年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,746,994千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	歳入	1 繰入金	123,497,994
		1 一般会計繰入金	110,619,371
		2 基金繰入金	12,878,623
2 県	1 県	歳入	48,249,000
		歳入合計	171,746,994

歳出	款	項	金額 千円
歳出	1 公	1 公債費	171,746,994
		1 公債費	171,746,994
		歳出合計	171,746,994

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
一般会計借換債	48,249,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	48,249,000	/	/	/

平成29年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算  
平成29年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,943,376千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」

による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	1 使用料及び手数料	1 使用料	1,162,670
		2 財産収入	1,162,670
		1 財産運用収入	1
3 繰入金	1 一般会計繰入金	繰入金	741,859
		繰越金	741,859
		繰越金	3
5 諸収入	1 県預金利息収入	諸収入	38,843
		2 受託事業収入	160
		3 雑収入	3,238
歳入合計			1,943,376

歳出	款	項	金額 千円
歳出	1 療育福祉・医療療育センター費		1,943,216

1	あすなる療育福祉センター費	685,275
2	さわらび療育福祉センター費	425,601
3	はまなす医療療育センター費	832,340
2	公債費	160
1	公債費	160
歳出合計		1,943,376

平成29年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成29年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,577,739千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
	1	分担金及び負担金	55,082
	1	負担金	55,082
	2	使用料及び手数料	442,811
	1	使用料	442,811
	3	財産収入	19,344
	1	財産売却収入	19,344
	4	繰越金	2

繰越金	1	繰越収入	2	500
	5	諸収入		1
	1	県預金		499
	2	雑収入		1,060,000
	6	県債		1,060,000
	1	県債		1,577,739
歳入合計				1,577,739

歳出

款	項	金額 千円
1	港湾整備事業費	1,215,706
1	青森港整備事業費	79,280
2	八戸港整備事業費	1,133,744
3	七里長浜港整備事業費	1,024
4	大湊港整備事業費	1,658
2	公債費	362,033
1	公債費	362,033
歳出合計		1,577,739

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
港湾整備事業	1,060,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。 その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、更、繰上償還又は借換することができる。
計	1,060,000	/	/	/

平成29年度青森県証紙特別会計予算

平成29年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,424,330千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	合計	金額 千円
款	項	金	
		千円	
1	1 証紙管理収入	2,333,428	
	1 証紙取扱収入	2,333,428	
2	繰入金	90,901	
	1 一般会計繰入金	90,901	
3	繰越金	1	
	1 繰越金	1	
歳入	合計	2,424,330	
歳出	合計	2,424,330	
款	項	金額 千円	
		千円	
1	1 証紙管理取扱費	2,424,330	
	1 証紙取扱費	2,424,330	
歳出	合計	2,424,330	

平成29年度青森県管理特別会計予算

平成29年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,210千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	合計	金額 千円
款	項	金	
		千円	

1 繰越金 1

1 繰越金 1

2 諸収入 225,209

1 管理費収入 225,209

歳入 合計 225,210

歳出 合計 225,210

款 項 金額  
千円

1 管理費 225,210

1 管理費 225,210

歳出 合計 225,210

平成29年度青森県下水道事業特別会計予算

平成29年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,608,059千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	合計	金額 千円
款	項	金	
		千円	



1	分担金及び負担金	2,435,681
1	1 負担金	2,435,681
2	2 使用料及び手数料	19,208
1	1 使用料	19,208
3	3 国庫支出金	993,900
1	1 国庫補助金	993,900
4	4 繰入金	526,243
1	1 一般会計繰入金	526,243
5	5 繰越金	1
1	1 繰越金	1
6	6 諸収入	176,026
1	1 県預金収入	1
2	2 受託事業収入	86,564
3	3 雑収入	89,461
7	7 県債	457,000
1	1 県入債	457,000
歳出	歳出合計	4,608,059
款	款項	金額 千円
1	1 下水道事業費	3,832,720
1	1 流域下水道事業費	1,757,400
2	2 特定環境保全公共下水道事業費	93,460
3	3 下水道管理費	1,981,860
2	2 公債費	775,339
1	1 公債費	775,339
歳出	歳出合計	4,608,059
第2表	債務負担行為	
事	事項	期間
		平成30年度
	平成29年度岩木川流域下水道事業工事に代金	額 千円
		631,600

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
下水道事業	457,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通案件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上決定する。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	457,000	/	/	/

平成29年度青森県駐車場事業特別会計予算

平成29年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款項	金額 千円
1	1 使用料及び手数料	167,399
1	1 使用料	167,399
2	2 財産収入	493
1	1 財産運用収入	493
3	3 繰越金	1
1	1 繰越金	1
4	4 諸収入	5,898
1	1 県預金収入	1
2	2 雑収入	5,897

歳入合計	173,791
歳出	
款	金額 千円
1 駐車場事業費	108,937
1 県営駐車場運営費	51,613
2 地下駐車場運営費	57,324
2 公債費	1
1 公債費	1
3 繰出金	64,853
1 一般会計繰出金	64,853
歳出合計	173,791

平成29年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成29年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,350,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,770,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		金額 千円
款	項	額
1 使用料及び手数料		4,666,745

歳出		金額 千円
款	項	額
1 使用料		4,666,745
2 国庫支出金		2,300
1 国庫補助金		2,300
3 財産収入		1,390
1 財産売却収入		1,390
4 繰入金		249,595
1 一般会計繰入金		249,595
5 諸収入		48,617
1 県預金利息		1
2 雑収入		48,616
6 県債		382,000
1 県債		382,000
歳入合計		5,350,647

1 鉄道施設事業費	4,816,701
1 鉄道施設管理費	4,816,701
2 公債費	533,946
1 公債費	533,946
歳出合計	5,350,647

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
鉄道施設事業	382,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	382,000	/	/	/

平成29年度青森県就農支援資金特別会計予算

平成29年度青森県就農支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,248千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額 千円
歳入	1 貸付勘定収入	71,248
	1 繰越	47,416
	2 諸収入	23,832
	合計	71,248

歳出

歳出	項	金額 千円
歳出	1 貸付勘定	71,248
	1 貸付金	46,885
	2 公債費	16,242
	3 繰出金	8,121
	合計	71,248

平成29年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ263,891千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額 千円
歳入	1 繰入金	13,863
	1 一般会計繰入金	13,863
	2 繰越金	28,292
	3 諸収入	28,292
	1 県預金利息	221,736
	2 貸付金元利収入	1
	3 雑入	221,731
	合計	263,891

歳出

歳出	項	金額 千円
歳出	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	263,891
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	263,891
	合計	263,891

第2表 債務負担行為

事項	項	期間	限度	額 千円
平成29年度母子福祉資金貸付金	平成29年度母子福祉資金貸付金	平成30年度から平成32年度まで		104,694
		平成30年度から平成32年度まで		20,400
		平成32年度まで		9,969
平成29年度父子福祉資金貸付金	平成29年度父子福祉資金貸付金	平成30年度から平成32年度まで		
		平成32年度まで		
平成29年度寡婦福祉資金貸付金	平成29年度寡婦福祉資金貸付金	平成30年度から平成32年度まで		
		平成32年度まで		

平成29年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成29年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,227,831千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	項	金	額
			千円	
1	繰	入	金	8,874
		1	一般会計繰入金	8,874
2	繰	越	金	67,660
		1	繰越金	67,660
3	諸	収	入	6,343,617
		1	貸付金収入	6,318,953
		2	県預金利息	600
		3	雑収入	2
		4	貸付金利息	24,062
4	県	付	金	807,680
		1	県債	807,680
		1	歳入	7,227,831
			合計	
歳	出	項	金	額
			千円	
1	小規模企業者等設備導入資金貸付金			1,009,600
	1	小規模企業者等設備導入資金貸付金		1,009,600
2	事務	費		9,479

1 諸 費

3 公 債 費

1 公 債 費

4 繰 出 金

1 一般会計繰出金

歳 出 合 計

第2表 地方債

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

中小企業高度化資金 807,680 普通貸借 0.60 独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。

計 807,680 / /

平成29年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成29年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,451千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	項	金	額
			千円	
		1	貸付勘定収入	71,750
		1	繰越	63,653
		2	諸	8,097
		2	業務勘定収入	1,701
		1	繰越	1,698
		2	諸	3
			合計	73,451
歳	出	項	金	額
			千円	

款	項	金額 千円
1	貸付助定金	71,750
1	貸付金	50,000
2	国庫返還金	14,500
3	繰出金	7,250
2	業務助定	1,701
1	取扱事務費	1,701
歳	出合計	73,451

平成29年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成29年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,415千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	金額 千円
款	項	金額 千円
1	貸付助定収入	130,000
1	繰越金	55,325
2	諸収入	74,675
2	業務助定収入	2,415
1	繰越入金	2,411
2	繰越入金	1
3	諸収入	3
歳	入合計	132,415

歳出  
項

金額  
千円

1	貸付助定	130,000
1	沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
2	業務助定	2,415
1	取扱事務費	2,415
歳	出合計	132,415

平成29年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院

(1)	病床数	684床
(2)	年間患者数	532,088人
イ	入院患者数	218,792人
ロ	外来患者数	313,296人
(3)	一日平均患者数	599人
イ	入院患者数	1,284人
ロ	外来患者数	400,248千円
(4)	建設改良	530,362千円
イ	病院工事	213,618千円
ロ	資産購入	230床
ハ	リース資産購入	67,031人
2	青森県立つくしが丘病院	36,500人
(1)	病床数	30,531人
(2)	年間患者数	100人
イ	入院患者数	125人
ロ	外来患者数	
(3)	一日平均患者数	
イ	入院患者数	
ロ	外来患者数	
(4)	建設改良	

イ 資 産 購 入  
 (収益的収入及び支出)  
 3,406千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 中央病院事業収益	26,381,981千円
第1項 医 業 収 益	23,081,065千円
第2項 医 業 外 収 益	3,300,916千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	1,701,912千円
第1項 医 業 収 益	1,030,373千円
第2項 医 業 外 収 益	671,539千円

第1款 中央病院事業費用	26,598,814千円
第1項 医 業 費 用	26,274,192千円
第2項 医 業 外 費 用	314,622千円
第3項 予 備 費	10,000千円
第2款 つくしが丘病院事業費用	1,738,138千円
第1項 医 業 費 用	1,728,850千円
第2項 医 業 外 費 用	8,288千円
第3項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)  
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額646,131千円は損益勘定留保資金646,131千円で補てんするものとする。)

収 入	支 出
第1款 中央病院資本的収入	1,510,287千円
第1項 負 担 金	625,153千円
第2項 企 業 債 金	880,000千円
第3項 補 助 金	5,134千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	3,654千円

第1項 負 担 金 1,654千円  
 第2項 企 業 債 金 2,000千円  
 支 出

第1款 中央病院資本的支出	2,156,418千円
第1項 建 設 改 良 費	1,144,228千円
第2項 企 業 債 償 還 金	912,190千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	100,000千円
第2款 つくしが丘病院資本的支出	3,654千円
第1項 建 設 改 良 費	3,406千円
第2項 企 業 債 償 還 金 (企 業 債)	248千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	880,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通案件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。また、県財政の都合により年変更、繰上償還又は借換することができる。
県立つくしが丘病院医療器械整備事業	2,000			
計	882,000	/	/	/

(一時借入金)  
 第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。  
 (予定支出の各項の経費の金額の流用)  
 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医療費用と医業外費用  
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,821,330千円

(2) 交際費 197千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,741,852千円と定める。

平成29年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量

イ 年間総給水量 114,024,973立方メートル

ロ 給水事業所数 10事業所

ハ 一日平均給水量 312,397立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 910,616千円

第1項 営業収益 908,824千円

第2項 営業外収益 1,792千円

支出

第1款 工業用水道事業費用 904,656千円

第1項 営業費用 848,172千円

第2項 営業外費用 46,484千円

第3項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額127,839千円は建設改良積立金24,019千円、損益勘定留保資金101,899千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,921千円で補てんするものとする。)

支出

第1款 工業用水道事業資本的支出 127,839千円

第1項 建設改良費 25,940千円

第2項 企業債償還金 101,899千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 163,664千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,153千円と定める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭